

● 道路関係四公団民営化関係 4 法

- ・ 会社の設立、業務等に関すること
→ **高速道路株式会社法**
- ・ 機構の設立、業務等に関すること
→ **独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法**
- ・ 会社が有料道路事業を行う場合の手続き等に関すること
→ **日本道路公団等の民営化に伴う道路関係法律の整備等に関する法律**
- ・ 民営化に伴う経過措置等に関すること
→ **日本道路公団等民営化関係法施行法**

高速道路株式会社法

1 会社の事業等

- (1) 高速道路の建設・管理・料金徴収を行う特殊会社として、
東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、
西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式
会社を設立。
- (2) 各会社が原則として事業範囲とすべき高速道路を設定。この事業範囲以外
の高速道路についての事業実施も可能。
- (3) サービスエリアの運営等の関連事業も実施。
- (4) 会社は、機構と、貸付料、貸付期間等を内容とする協定を締結。

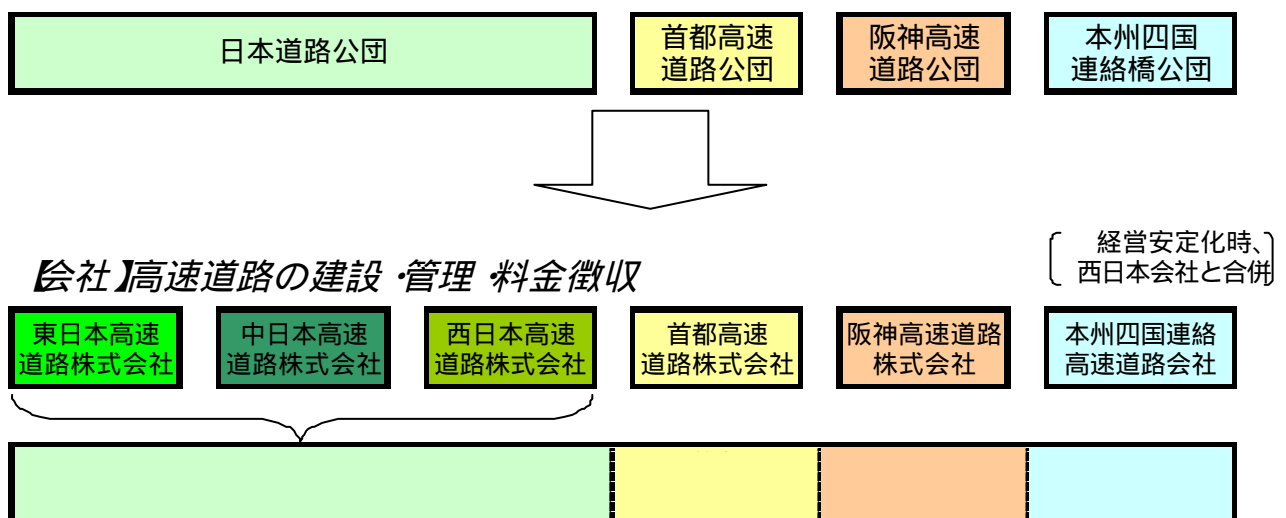
2 国との関係

- (1) 政府（地方公共団体）は、総株主の議決権の3分の1以上の株式を保有。
- (2) 代表取締役の選定、社債及び長期借入金等については、国土交通大臣の認
可が必要。
- (3) 当分の間、政府の債務保証が可能。

3 会社の合併

政府は、本四会社について、経営の安定性の確保が確実になった時点で、西
日本会社との合併に必要な措置を実施。

【民営化のイメージ】



【機構】高速道路の保有・債務返済

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法

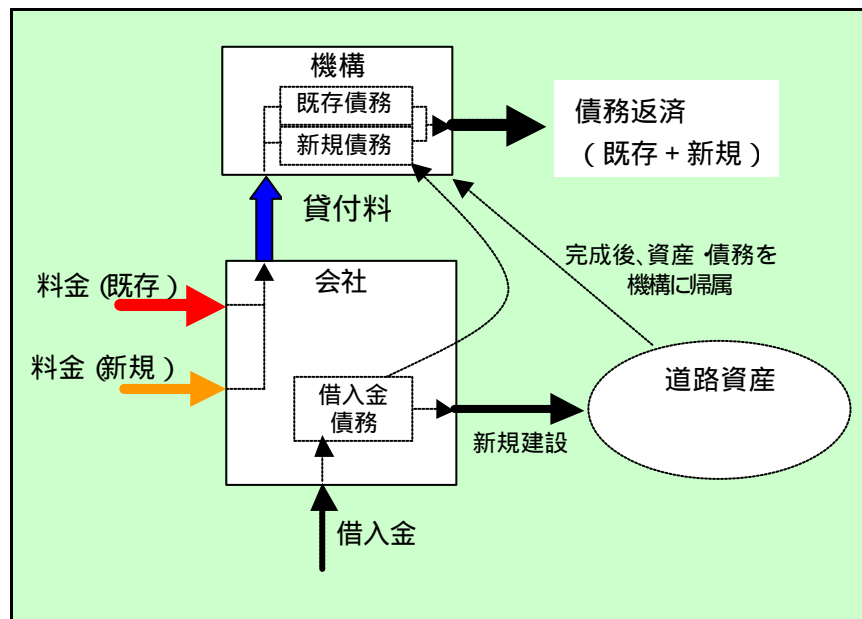
1 機構の業務等

- (1) 高速道路に係る道路資産の保有・貸付け、債務の早期の確実な返済等を行う独立行政法人として**日本高速道路保有・債務返済機構**を設立。
- (2) 民営化から **45 年後**までに、**債務の返済を完了**させ、解散。
有利子債務の高速国道・本四関係分は非拡大。その他も、極力上回らないよう努力。
(大臣が独法通則法上の機構の中期目標に定め、機構に指示し、公表)
- (3) 機構は、会社と、機構の業務を一体として行う必要がある全国路線網（高速自動車国道及びネットワーク型一般有料道路）又は地域路線網ごとに協定を締結し、国土交通大臣の認可を受けて、貸付料、債務返済計画等を記載した**業務実施計画**を作成。
高速国道とネットワーク型一般有料道路の債務の一体管理は、債務返済時期を合わせるためであり、相互補助を行うものではない。それを担保するため、それぞれの債務返済計画の提出を機構に義務付け（省令）。
日本道路公団系 3 会社の債務は、機構が一体として管理するが、会社間の競争原理を確保するため、高速国道の今後の建設に係る債務は、会社ごとに料金収入による貸付料で返済することを基本（会社は、その貸付料を支払う経営責任を負う）。
(大臣が独法通則法上の機構の中期目標に定め、機構に指示し、公表。)
- (4) 会社が建設した道路資産が機構に帰属するときに、会社が建設のために負担した債務を引き受け。
- (5) **貸付料の額**は、債務の返済に要する費用等を貸付期間内に償うよう設定。

2 国との関係

- (1) 政府等の出資及び災害復旧補助が可能。機構は、これらを財源として、会社は無利子貸付け。
- (2) 長期借入金及び機構債券については、国土交通大臣の認可が必要。
- (3) 政府の債務保証が可能。

【資金の流れ】



日本道路公団等の民営化に伴う道路関係法律の整備等に関する法律

1 道路整備特別措置法の一部改正

- (1) 会社は、機構と協定を締結し、工事の内容、料金等について国土交通大臣に **事業許可を申請**して事業を実施。

公団に対する施行命令方式を廃止し、自主的経営判断に基づく申請方式

- (2) 会社が建設する高速道路は、原則として、工事完了後に機構に帰属。

同時に会社が建設のために負担した債務は、機構が引受け

(会社は貸付料支払という形で機構を通して債務を返済)。

- (3) 会社は、国土交通大臣の認可を受けて、**供用約款**を制定。

- (4) 機構及び会社は、道路管理者の権限の一部を代行。

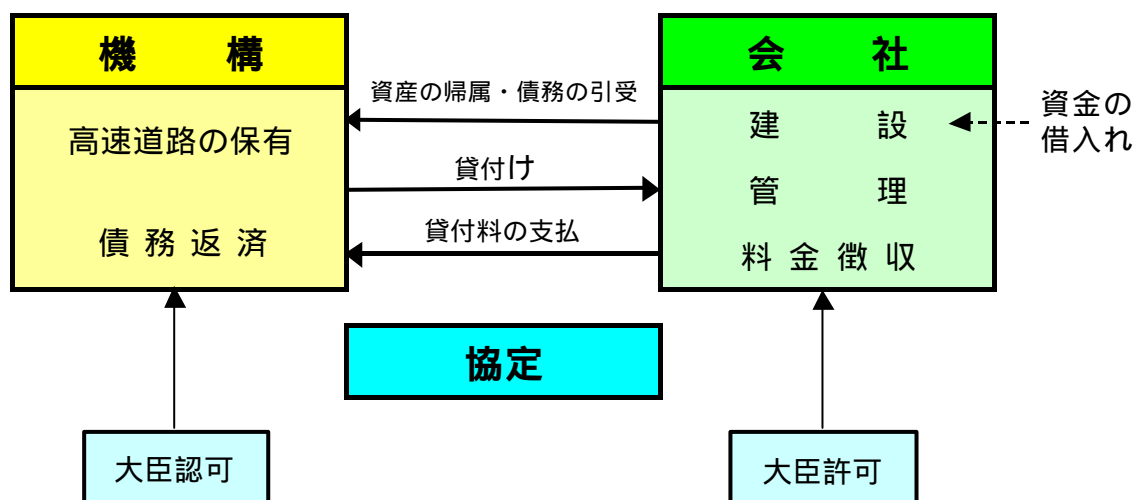
- (5) **料金の額**は、貸付料及び会社の維持管理費用を料金徴収期間内に償うよう設定。

- (6) **料金徴収期間満了日**は、民営化から **4 5 年を上限**。道路資産は、満了後に道路管理者に帰属 (無料開放)。

2 道路法等の一部改正

自動車専用道路と連結できる施設として休憩所等の利便施設を追加等

【会社と機構による事業実施のイメージ】



日本道路公団等民営化関係法施行法

1 新たな組織の設立及び公団の解散に係る手続

会社及び機構の設立手続、公団から会社及び機構への権利義務の承継等並びに公団の解散について規定。権利義務の承継等については、国土交通大臣が基本方針を定め、公団が、国土交通大臣の認可を受けて、実施計画を作成。

2 業務の引継ぎ等経過措置

(1) 供用中の高速道路

既に供用中の高速道路は、当該高速道路を事業範囲とする会社が管理・料金徴収を実施。

(2) 暫定期間中の取扱い

暫定期間中（民営化後原則として6月以内）建設中・調査中の高速道路は、当該高速道路を事業範囲とする会社が、建設・調査を実施。

(3) 建設中・調査中の高速道路

民営化後原則として4月以内に、国土交通大臣が会社と協議して、会社が建設を行うべき高速道路を指定（**複数の会社との協議制**）。

社会資本整備審議会の意見を聴いた上で、建設を行うことができない理由が正当なものであると認めるときは、指定できない。

機構にも同様の手続を実施。

民営化後原則として6月以内に、会社及び機構は、協定を締結し、それぞれ国土交通大臣の事業許可、業務実施計画認可を受けなければならない。

3 道路関係四公団法の廃止その他関係法律の整備等（**地方税法等**）

4 施行期日

会社及び機構は、平成18年3月31日までの政令で定める日に成立。

5 検討

政府は、民営化後**10年以内**に、民営化関係法の施行の状況を検討して、必要な措置を実施。

地域分割イメージ

